

令和8年度庄原市奨学生を募集します

教育総務課総務係 ☎ 0824-73-1182

市教育委員会は、高校・大学・専門学校などに在学、進学する生徒や学生を対象に「奨学生貸付制度」を設けています。このたび、令和8年度の奨学生を次のとおり募集します。

- ※②③⑥は受付期間内に発行されたもの
- 類 ①庄原市奨学生貸付申請書
②父母などの直近の市・県民税課税台帳記載事項証明書（令和6年分）
③父母などの住民票（謄本）の写し
④入学を証明する書類または在学証明書（令和8年4月1日以降に発行された原本）
⑤誓約書
⑥誓約書記載の連帯保証人2人の印鑑
証明書・市税の納税証明書
⑦その他教育委員会が必要と認める書類

庄原市奨学生（貸付）制度

受付期間

2月16日(月)～4月15日(水)（必着）

※必要な書類を教育総務課または各支所教育室へ提出してください。

応募資格

次の全てに該当する人
▼父母（または父母に代わって家計を支えている人）が、申請時点で1年以上市内に住所があること

▼高等学校などに在学していること
▼学習に意欲を持つと認められると認められること（所得制限あり）
▼国・地方公共団体などが行っている奨学生を受けていないこと
▼父母などが市税を完納していること

申請に必要な書類

区分		自宅通学	自宅外通学
高等学校 専修学校（高等課程）	国公立	18,000円	23,000円
	私立	20,000円	25,000円
大学	国公立	30,000円	35,000円
	私立	41,000円	48,000円
短期大学 専修学校（専門課程）	国公立	30,000円	35,000円
	私立	40,000円	45,000円
高等専門学校 各種学校など	国公立	20,000円	25,000円
	私立	30,000円	35,000円

無利子 貸付利率

※⑦は作文400字程度、認定所得金額計算書、自宅外通学の場合は貸付契約書の写しや在寮証明書の原本などを

※申請書類は、教育総務課または各支所教育室で配布しているほか、市のホームページからダウンロードできます。



在学する大学・高等学校などの正規の修業期間

返還

卒業した月の翌月から起算して6ヶ月経過後、10年以内に返還する義務があります。返還は、月賦（年12回）、半年賦（年2回）、年賦（年1回）から選択することができます。

返還を免除する制度があります

本市出身者のUターン促進と市内定住促進のため、返還免除制度を設けています。奨学生の返還開始から3年以上市内に居住し、その間の返還金と市税を完納している人が、その後も引き続き市内に居住する場合は、返還免除を受けることができます。

なお、返還免除を受けるためには申請が必要です。

奨学生を利用した人の声

私は大学進学のために庄原市奨学生を利用しました。奨学生を借りたことで、アルバイトの時間を最低限にすることことができ、安心して勉強やサークル活動に専念することができました。

返還開始から3年以上、大好きな庄原市に住むだけで返還免除があるのはありがたいです。

この他にも、日本学生支援機構奨学生《国制度》や高等学校等奨学生《県制度》、医療従事者育成奨学生《市制度・保健医療課》などがあります。詳しくはそれぞれの相談窓口へお問い合わせください。